

# 四半期報告書

(第86期第3四半期)

株式会社ダイドーリミテッド

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	20
3 【役員の状況】 .....	20
第5 【経理の状況】 .....	21
1 【四半期連結財務諸表】 .....	22
2 【その他】 .....	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	37

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月12日

**【四半期会計期間】** 第86期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ダイドーリミテッド

**【英訳名】** DAIDOH LIMITED

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 安江 恵

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

**【電話番号】** 03(3257)5022

**【事務連絡者氏名】** 経営管理室長 福羅 喜代志

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

**【電話番号】** 03(3257)5022

**【事務連絡者氏名】** 経営管理室長 福羅 喜代志

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次 会計期間	第86期 第3四半期連結累計期間	第86期 第3四半期連結会計期間	第85期
	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	22,495	7,841	32,744
経常利益 (百万円)	255	653	2,444
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	△3,764	△3,465	4,783
純資産額 (百万円)	—	28,958	38,854
総資産額 (百万円)	—	58,703	72,718
1株当たり純資産額 (円)	—	811.81	1,064.18
1株当たり 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (円)	△104.55	△97.52	130.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	130.10
自己資本比率 (%)	—	48.9	53.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△708	—	△126
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,137	—	2,333
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,726	—	△5,688
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	1,960	4,279
従業員数 (名)	—	2,118	2,134

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
- 3 従業員数は就業人員数を表示しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

### (1) 合併

当社グループの製品の物流、販売を行っている株式会社ダイドインターナショナル（連結子会社）及び当社グループの製品の製造加工、販売を行っている株式会社パピージャルダン（連結子会社）は、業務の重複部分を統合した一体的組織運営による意思決定の迅速化、資本の効率化を図るため、平成20年11月4日に株式会社ダイドインターナショナルを存続会社として吸収合併し、株式会社パピージャルダンは解散しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在	
従業員数(人)	2,118 (705)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在	
従業員数(人)	28 (20)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
衣料原料事業	361
衣料製品事業	4,936
合計	5,297

- (注) 1 上記の金額は、販売価額によっております。  
2 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

#### (2) 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
衣料原料事業	703
衣料製品事業	5,788
不動産貸借等事業	1,349
合計	7,841

- (注) 1 上記の金額は、セグメント間取引の相殺除去後の数値であります。  
2 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日～平成20年12月31日）におけるわが国経済は、世界的な金融危機が深刻化し、円高の進行や株価の下落が一気に進み、企業収益が急激に悪化するなど实体经济に大きな影響が及びました。

衣料品業界におきましても、景気の先行き不安や雇用情勢の悪化、所得の伸び悩みなどで消費マインドは冷え込み厳しい状況下にあります。

このような経営環境が続くなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の企業理念を基に事業改革をすすめておりますが、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における衣料原料事業の中国工場群におきましては、高騰していた羊毛価格も落ち着き下落基調にあるものの、世界的な不況の影響により国内外からの受注減少で生産量が大きく落ち込み、また、日本国内の衣料原料事業におきましても、紳士服の低価格化と販売不振の影響などで収益共に低調に推移いたしました。

衣料製品事業では、衣料消費減退は顕著で、婦人服販売においてワンピースアイテムが好調な動きをみせたものの、ジャケット、スカートやコーディネートの中心となるニット類と、紳士服販売でのスーツ、ジャケット、スラックス等の秋冬物商戦の主力アイテムが、百貨店販売で購入単価、数量共に予定を大幅に下回り、さらに高めの気温もあり、紳士・婦人服共にコート販売も振るわず、事業計画を大幅に割り込む減収減益の結果となりました。

このような厳しい環境下ではありますが、不動産賃貸等事業は前年並みの実績を維持いたしました。

また、債券・株式市場の低迷に伴い4,441百万円の投資有価証券評価損を計上いたしました。

この結果、第3四半期連結累計期間の連結売上高は22,495百万円、連結経常利益は255百万円、連結四半期純損失は3,764百万円となり、第3四半期連結会計期間の連結売上高は7,841百万円、連結経常利益は653百万円、連結四半期純損失は3,465百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①衣料原材料事業

当第3四半期累計期間における売上高は2,314百万円、営業損失は219百万円となり、当第3四半期会計期間における売上高は782百万円、営業損失は41百万円となりました。

②衣料製品事業

当第3四半期累計期間における売上高は16,323百万円、営業損失は328百万円となり、当第3四半期会計期間における売上高は5,820百万円、営業利益は332百万円となりました。

③不動産賃貸等事業

当第3四半期累計期間における売上高は4,375百万円、営業利益は1,495百万円となり、当第3四半期会計期間における売上高は1,431百万円、営業利益は562百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

①日本

当第3四半期累計期間における売上高は22,401百万円、営業利益は1,240百万円となり、当第3四半期会計期間における売上高は7,752百万円、営業利益は985百万円となりました。

②アジア

当第3四半期累計期間における売上高は3,873百万円、営業損失は293百万円となり、当第3四半期会計期間における売上高は1,605百万円、営業損失は131百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して14,014百万円減少し、58,703百万円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。この主な内容は、配当金の支払2,824百万円、税金の納付2,252百万円、減価償却による固定資産の減少1,756百万円および投資有価証券の時価評価による減少3,771百万円であります。純資産は9,895百万円減少し28,958百万円となり、自己資本比率は48.9%となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は28,958百万円（前連結会計年度比25.5%減）となりました。

(自己資本比率)

当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は48.9%（前連結会計年度比4.2%減）となりました。

(1株当たり純資産額)

当第3四半期連結会計期間末における1株当たり純資産額は811円81銭（前連結会計年度比252円38銭の減少）となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは2,319百万円の支出超過、当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは47百万円の支出超過となり、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,960百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の評価損が4,441百万円、減価償却費が1,756百万円ありましたが、税金等調整前四半期純損失が3,910百万円、法人税等の税金納付2,252百万円の支出等があり708百万円の支出超過となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失が3,979百万円ありましたが、投資有価証券の評価損4,441百万円等があり、466百万円の収入超過となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出832百万円がありましたが、土地売却による収入698百万円および有価証券の償還による収入2,520百万円等があり、3,137百万円の収入超過となりました。

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出417百万円がありましたが、投資有価証券の売却による収入790百万円等があり、378百万円の収入超過となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額2,824百万円、長期借入金の返済による支出2,918百万円等により、4,726百万円支出超過となりました。

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出1,460百万円等により、878百万円の支出超過となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	37,696,897	37,696,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成17年6月29日 定時株主総会特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	264 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	26,400 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から 平成47年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1 円 資本組入額 1 円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間新株予約権を行使できるものとする。

② 前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成46年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年7月1日から平成47年6月29日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案またはしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(平成18年7月10日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	197 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	19,700 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成48年7月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年7月1日から平成48年6月30日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、新株予約権を承継した日から3ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。

⑤ 1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することと

する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,621円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成25年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,621 円 資本組入額 811 円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (注2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- (注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転

設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	246個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	24,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成19年7月25日から 平成49年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 前項に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成48年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年7月1日から平成49年7月24日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約

権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成20年7月7日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	262個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	26,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成20年8月7日から 平成50年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 前項に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成49年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月1日から平成50年8月6日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約

権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	－	37,696	－	6,891	－	8,147

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,674,900	—	単元株式数は100株 であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,001,700	360,007	同上
単元未満株式	普通株式 20,297	—	同上
発行済株式総数	37,696,897	—	—
総株主の議決権	—	360,007	—

(注) 1 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が85株含まれております。

2 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株ありますが、議決権の数には含めておりません。

### ② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区 外神田三丁目 1番16号	1,674,900	—	1,674,900	4.44
計	—	1,674,900	—	1,674,900	4.44

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,200	1,187	1,100	1,138	1,106	1,100	1,145	1,133	789
最低(円)	1,140	1,051	1,001	1,040	1,000	987	923	770	655

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,960	4,279
受取手形及び売掛金	3,366	3,452
有価証券	998	2,520
商品及び製品	4,579	4,757
仕掛品	1,165	1,121
原材料及び貯蔵品	755	650
その他	1,114	1,172
貸倒引当金	△10	△13
流動資産合計	13,929	17,940
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,458	15,936
その他（純額）	3,706	3,578
有形固定資産合計	※1 18,164	※1 19,515
無形固定資産		
	383	436
投資その他の資産		
投資有価証券	22,145	32,343
その他	4,304	2,719
貸倒引当金	△224	△237
投資その他の資産合計	26,225	34,826
固定資産合計	44,774	54,778
資産合計	58,703	72,718

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,387	2,494
短期借入金	11,041	9,092
1年内返済予定の長期借入金	1,250	2,918
未払法人税等	208	1,894
賞与引当金	30	69
その他	2,312	2,273
流動負債合計	17,230	18,742
固定負債		
長期借入金	625	1,875
長期預り保証金	10,294	10,447
その他	1,595	2,799
固定負債合計	12,514	15,122
負債合計	29,745	33,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,770	8,796
利益剰余金	17,199	23,790
自己株式	△3,106	△2,148
株主資本合計	29,755	37,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,866	394
為替換算調整勘定	806	883
評価・換算差額等合計	△1,060	1,277
新株予約権	118	87
少数株主持分	145	159
純資産合計	28,958	38,854
負債純資産合計	58,703	72,718

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	22,495
売上原価	11,283
売上総利益	11,211
販売費及び一般管理費	※1 11,161
営業利益	50
営業外収益	
受取利息	455
受取配当金	199
為替差益	46
その他	120
営業外収益合計	822
営業外費用	
支払利息	290
持分法による投資損失	202
その他	123
営業外費用合計	617
経常利益	255
特別利益	
土地売却益	524
その他	10
特別利益合計	534
特別損失	
投資有価証券評価損	4,441
その他	258
特別損失合計	4,699
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,910
法人税、住民税及び事業税	610
法人税等調整額	△745
法人税等合計	△135
少数株主損失(△)	△10
四半期純損失(△)	△3,764

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	7,841
売上原価	3,556
売上総利益	4,285
販売費及び一般管理費	※1 3,690
営業利益	595
営業外収益	
受取利息	106
受取配当金	62
為替差益	88
その他	39
営業外収益合計	297
営業外費用	
支払利息	96
持分法による投資損失	85
その他	57
営業外費用合計	238
経常利益	653
特別利益	
土地売却益	15
その他	3
特別利益合計	19
特別損失	
投資有価証券評価損	4,441
その他	211
特別損失合計	4,652
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,979
法人税、住民税及び事業税	205
法人税等調整額	△716
法人税等合計	△510
少数株主損失(△)	△3
四半期純損失(△)	△3,465

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,910
減価償却費	1,756
受取利息及び受取配当金	△654
支払利息	290
持分法による投資損益(△は益)	202
土地売却損益(△は益)	△524
投資有価証券評価損益(△は益)	4,441
売上債権の増減額(△は増加)	52
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2
仕入債務の増減額(△は減少)	△82
その他	△527
小計	1,041
利息及び配当金の受取額	675
利息の支払額	△168
特別退職金の支払額	△4
法人税等の支払額	△2,252
営業活動によるキャッシュ・フロー	△708
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△832
有価証券の償還による収入	2,520
固定資産の売却による収入	698
その他	751
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,137
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,000
長期借入金の返済による支出	△2,918
配当金の支払額	△2,824
その他	△983
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,726
現金及び現金同等物に係る換算差額	△22
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,319
現金及び現金同等物の期首残高	4,279
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,960

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更
1. 連結の範囲の変更
当第3四半期連結会計期間において、株式会社ガイドインターナショナルを存続会社として株式会社パピージャルダンを吸収合併しております。
2. 変更後の連結子会社の数
13社

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更
1. 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
「棚卸資産評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として総平均法による低価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、一部連結子会社については売価還元法による低価法から売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。
これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。
2. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限  
定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性に関しては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績  
予測やタックス・プランニングに、前連結会計年度末からの重要な一時差異の変動を加味したも  
のを使用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
※1	有形固定資産の 減価償却累計額	30,258 百万円	※1 有形固定資産の 減価償却累計額	28,934 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
歩合家賃	2,810 百万円
従業員給料及び手当	2,589 "
賞与引当金繰入額	30 "

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
歩合家賃	1,056 百万円
従業員給料及び手当	857 "
賞与引当金繰入額	30 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,960 百万円
現金及び現金同等物	1,960 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	37,696,897

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	2,349,662

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	26,400	—
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	118
合計			—	118

(注) 平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,104	58.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	720	20.00	平成20年9月30日	平成20年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,023	5,304	281
債券			
国債	12,927	9,606	△3,321
社債	2,000	1,931	△68
その他	2,409	2,409	—
合計	22,360	19,251	△3,108

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。なお、当第3四半期連結累計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損4,441百万円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	衣料原料事業 (百万円)	衣料製品事業 (百万円)	不動産賃貸等 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	703	5,788	1,349	7,841	—	7,841
(2)セグメント間の 内部売上高	78	32	82	193	(193)	—
計	782	5,820	1,431	8,034	(193)	7,841
営業利益または 営業損失(△)	△41	332	562	853	(257)	595

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品

事業区分の方法は、事業者向け衣料原料事業と消費者向け衣料製品事業及び不動産賃貸等事業の3つにセグメンテーションしております。

2 [主要な製品の名称]

衣料原料……………紳士服向け毛織物、婦人服向け毛織物

衣料製品……………紳士・婦人衣料製品(スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス)

不動産賃貸等………ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	衣料原料事業 (百万円)	衣料製品事業 (百万円)	不動産賃貸等 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	2,129	16,281	4,084	22,495	—	22,495
(2)セグメント間の 内部売上高	185	41	290	518	(518)	—
計	2,314	16,323	4,375	23,013	(518)	22,495
営業利益または 営業損失(△)	△219	△328	1,495	947	(897)	50

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品

事業区分の方法は、事業者向け衣料原料事業と消費者向け衣料製品事業及び不動産賃貸等事業の3つにセグメンテーションしております。

2 [主要な製品の名称]

衣料原料……………紳士服向け毛織物、婦人服向け毛織物

衣料製品……………紳士・婦人衣料製品(スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス)

不動産賃貸等………ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	7,534	306	7,841	—	7,841
(2)セグメント間の 内部売上高	217	1,298	1,516	(1,516)	—
計	7,752	1,605	9,357	(1,516)	7,841
営業利益または 営業損失(△)	985	△131	853	(257)	595

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は、次のとおりであります。

アジア・・・中華人民共和国

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	21,472	1,022	22,495	—	22,495
(2)セグメント間の 内部売上高	928	2,850	3,779	(3,779)	—
計	22,401	3,873	26,274	(3,779)	22,495
営業利益または 営業損失(△)	1,240	△293	947	(897)	50

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は、次のとおりであります。

アジア・・・中華人民共和国

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
811円81銭	1,064円18銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	28,958	38,854
普通株式に係る純資産額(百万円)	28,695	38,606
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	118	87
少数株主持分(百万円)	145	159
普通株式の発行済株式数(千株)	37,696	37,696
普通株式の自己株式数(千株)	2,349	1,418
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	35,347	36,278

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	104円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(百万円)	△3,764
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△3,764
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,007
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	97円52銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当3第四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	△3,465
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	△3,465
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,531
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成20年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額-----720百万円

(ロ) 1株当たりの金額-----20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日----平成20年12月3日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社 ダイドーリミテッド  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田周二印  
業務執行役員

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦印  
業務執行役員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッド及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【会社名】	株式会社ダイドーリミテッド
【英訳名】	DAIDOH LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 安江 恵
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安江 恵 は、当社の第86期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

